別表（第五条、第六条関係）

研究職俸給表

四級	一五、五〇〇円
五級	二六、二〇〇円
六級	二七、四〇〇円
七級以上	二九、三〇〇円
一級	五、〇〇〇円
二級	六、二〇〇円
三級	一五、五〇〇円
四級	二七、四〇〇円
五級以上	二九、三〇〇円

俸給表及び職務の級

相当する職務の級	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の月額	定年前再任用短時間勤務職員の基準月額
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（人事院規則一〇―一二の一部改正）

第二十三条　人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次の表により改正する。

別表（第五条、第六条関係）

研究職俸給表

四級	七、四〇〇円
五級	三七、一〇〇円
六級	三八、八〇〇円
七級以上	四一、四〇〇円
一級	一、八〇〇円
二級	二、二〇〇円
三級	七、四〇〇円
四級	三八、八〇〇円
五級以上	四一、四〇〇円

俸給表及び職務の級

相当する職務の級	再任用職員以外の職員の月額	再任用職員の月額
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正後	改正前
（留学費用償還法第三条第一項の規定が適用されない場合）	（留学費用償還法第三条第一項の規定が適用されない場合）
第九条　留学費用償還法第四条第四号の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第九条**　留学費用償還法第四条第四号の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　（略）	一　（略）
二　職員が、年齢六十年に達した日以後に法の規定により退職した場合（引き続いて法第六十条の二第一項の規定により採用される場合に限る。）	（新設）
三　（略）	二　（略）
四　検察官が、検察庁法第二十二条第一項の規定により退官した場合	三　検察官が、検察庁法第二十二条の規定により退官した場合
五　前各号に掲げる場合のほか、留学費用償還法第四条第一号から第三号までに掲げる場合に準ずる場合として人事院が定める場合	四　前三号に掲げる場合のほか、留学費用償還法第四条第一号から第三号までに掲げる場合に準ずる場合として人事院が定める場合
第十二条　留学費用償還法第五条第二項の規定により読み替えて適用する留学費用償還法第四条の各号列記以外の部分の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第十二条**　留学費用償還法第五条第二項の規定により読み替えて適用する留学費用償還法第四条の各号列記以外の部分の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第五十条の規定により退官した場合、準用国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職した場合（準用国家公務員法第八十一条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含	三　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第五十条の規定により退官した場合、準用国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した場合（準用国家公務員法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含